

株式の併合に係る事前開示書類(変更)

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

2021 年 6 月 21 日

昭光通商株式会社

2021 年 6 月 21 日

株式の併合に係る事前開示事項

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める事前開示書類)

東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号

昭光通商株式会社

代表取締役社長 稲泉 淳一

昭光通商株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して 2021 年 6 月 4 日付で会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に基づき本株式併合に係る事前開示書面(以下「本事前開示書面」といいます。)の開示を行いました。 2021 年 6 月 21 日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の決議により本事前開示書面の内容に変更が生じたので、会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 第 3 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は本事前開示書面の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)

2021 年 7 月 27 日

2. 会社法第 180 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本臨時株主総会招集決定後の手続

当社は、公開買付者からの本臨時株主総会の招集の要請に関連する書面受領後、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本株式併合に関して表明する意見の内容に関し、慎重に協議及び検討を行いました。また、当社は、特別委員会に対して当該要請の内容及び本株式併合に関して当社取締役会が

表明する意見の内容について報告し、特別委員会からは、当社取締役会が本取引において予定されている方法によることを前提に本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられるところ、本公開買付けの結果及び公開買付者からの臨時株主総会の招集の要請の内容を踏まえれば、当社取締役会が、本要請に応じて株主併合議案等を付議する本臨時株主総会の招集を実施すること、及び当該付議議案に対する当社取締役会の意見として、本取引における本公開買付けが成立したことを踏まえ、株式併合により当社が非公開化されることについては賛成するものの、本議案の賛否については中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることは妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって不利益でないと考えられるとの意見を得ました。その上で、2021年5月21日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、本取引における本公開買付けが成立したことを踏まえ、株式併合により当社が非公開化されることについては賛成するものの、本議案の賛否については中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、本株式併合及び定款の一部変更の効力発生日を2021年7月27日と変更する等の修正動議(以下「本修正動議」といいます。)を本臨時株主総会において提出する予定である旨の通知に関する書面(以下「本通知書面」といいます。)を受領いたしましたので、改めて、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本修正動議に関して表明する意見の内容に関し、慎重に協議及び検討を行いました。また、当社は、本特別委員会に対して本修正動議に関して当社取締役会が表明する意見の内容について報告し、本特別委員会からは、2021年6月17日に公表した「臨時株主総会における当社株主による修正動議提出予定に関するお知らせ」(以下「修正動議プレスリリース」といいます。)の「1. 修正動議の内容」に記載のとおり、本修正動議により修正される内容は、本株式併合の効力発生日の変更及びそれに伴う技術的な修正であり、2021年5月21日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」(以下「本株式併合プレスリリース」といいます。)に記載した本議案の賛否について中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることとした理由は、いずれも本修正動議による修正議案についても当てはまることから、当社は、本修正動議の賛否についても中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることは、当社の少数株主の皆様にとって不利益でないと考えられるとの意見を得ました。その上で、当社は、2021年6月17日開催の当社取締役会において、決議に参加した当社の取締役全員一致で、本修正動議の賛否については中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを決定いたしました。

なお、当社の取締役のうち、昭和電工の出身者が3名(稲泉淳一氏、齋藤豊氏、竹内茂人氏)おり、また、当社の監査役のうち、昭和電工の出身者が1名(溝端繁樹氏)おりますが、各氏とも昭和電工において取締役を務めたことはなく、既に昭和電工を退社しており、それ以降、昭和電工又はそのグループ会社との兼職関係はないこと、及び本取引においては本特別委員会が設置され、本特別委員会が有効に機能しているといえることから、当社は、上記の昭和電工の出身者4名について、当社取締役会の審議又は決議から除外されなければ手続の公正性が害されると考えるべき程度の利害関係はないものと判断し、本取引に係る取締役会における審議及び決議に参加しております。この点については、本特別委員会の確認を得ております。また、当社の取締役である八田賢一氏は、過去に丸紅において代表取締役常務執行役員に就任していたこと、並びに丸紅の子会社である興亜工業株式会社において、代表取締役及び特別顧問に就任していたことから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に係る取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてアイ・シグマ・キャピタル株式会社との協議・交渉にも一切参加しておりません。当社の監査役である天野賢氏は、過去に昭和電工の代表取締役の地位を有していたことから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に係る取締役会における審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

(3) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理(端数処理)の方法に関する事項

会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(前略)

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、端数相当株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却については、当社株式が2021年7月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと等を踏まえ、公開買付者からの要請を受け、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である796円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。なお、当社による端数相当株式の買取りに必要な分配可能額を確保するため、当社は本株式併合の効力発生以降、当該買取りの実施までに、会社法第447条第1項に基づ

き、当社の資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えさせていただく予定です。

売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は 2021 年 8 月上旬から中旬を目処に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、端数相当株式の売却について裁判所の許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、過去の同種の申立てに係る許可決定までの期間に鑑み、上記申立てから概ね 2 週間ないし 3 週間以内に当該許可を得られるものと見込んでおります。当社は、当該裁判所の許可を得て、当該端数相当株式を買い取り、その後、当該買取りの代金を株主の皆様迅速かつ円滑に交付するための準備を行った上で、当該許可取得から 1 ヶ月ないし 2 ヶ月以内を目処に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

(後略)

(6) 本修正動議に対する取締役会の意見

当社取締役会は、本株式併合プレスリリースに記載のとおり、本議案について、本公開買付けが成立したことを踏まえ、株式併合により当社が非公開化されることについては賛成するものの、本議案の賛否については中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを表明しておりました。修正動議プレスリリースの「 1 . 修正動議の内容」に記載のとおり、本修正動議により修正される内容は、本株式併合の効力発生日の変更及びそれに伴う技術的な修正であり、本株式併合プレスリリースに記載した本議案の賛否について中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることとした理由は、いずれも本修正動議による修正議案についても当てはまることから、当社は、本修正動議の賛否についても中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを表明いたします。

また、当社取締役会は、上記「 (2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「 本臨時株主総会招集決定後の手続」に記載のとおり、公開買付者から本通知書面の受領後に、公開買付者が本臨時株主総会において本修正動議を提出する予定である旨を本特別委員会に報告し、上記の意見を表明することが当社の少数株主の皆様にとって不利益でないと考えられるとの意見を得た上で、2021 年 6 月 17 日付の当社取締役会決議において、決議に参加した当社の取締役全員一致で、上記の意見を表明することを決定しております。

3 . 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担そ

の他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(4) 自己株式の消却

当社は、2021 年 6 月 17 日開催の取締役会において、2021 年 7 月 26 日付で当社の自己株式 332,898 株(2021 年 5 月 3 日現在の当社が保有する株式の全部)を消却することを決議いたしました。当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本修正動議による修正議案が承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は 10,938,570 株となります。なお、上記「(3)自己株式の消却」に記載の自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、本修正動議による修正議案が承認可決された場合、当該条件を充足しないこととなりますので、当該自己株式の消却は効力を生じず、上記のとおり 2021 年 7 月 26 日に自己株式の消却が行われることとなります。

以 上